

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第1区分

【発行日】平成21年11月26日(2009.11.26)

【公表番号】特表2005-528311(P2005-528311A)

【公表日】平成17年9月22日(2005.9.22)

【年通号数】公開・登録公報2005-037

【出願番号】特願2003-578291(P2003-578291)

【国際特許分類】

C 03 C 3/091 (2006.01)

C 03 C 3/078 (2006.01)

C 03 C 3/087 (2006.01)

C 03 C 3/089 (2006.01)

【F I】

C 03 C 3/091

C 03 C 3/078

C 03 C 3/087

C 03 C 3/089

【誤訳訂正書】

【提出日】平成21年10月9日(2009.10.9)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ウインドウを製造するためのソーダ石灰ケイ酸塩タイプのガラス組成物であって、

下記の成分を以下に記載の重量限度内：

S i O <sub>2</sub>	6 4 ~ 7 5 %
A l <sub>2</sub> O <sub>3</sub>	0 ~ 5 %
B <sub>2</sub> O <sub>3</sub>	0 ~ 5 %
C a O	5 ~ 1 5 %
M g O	0 ~ 5 %
N a <sub>2</sub> O	1 0 ~ 1 8 %
K <sub>2</sub> O	0 ~ 5 %

で、かつ下記の着色剤を以下に記載の重量限度内：

F e <sub>2</sub> O <sub>3</sub> (鉄の全量)	0 . 2 ~ 0 . 4 5 %
S e	2 ~ 8 p p m
C O	0 ~ 2 0 p p m
N i O	0 ~ 8 0 p p m

で含み、前記着色剤が、次の関係：

0.7 < (200 × NiO) + (5000 × Se) + (6 × Fe<sup>3+</sup>) / (875 × CoO) + (24 × Fe<sup>2+</sup>) < 1.6を満たし、式中、

N i O、S e、F e<sup>3+</sup>、C O及びF e<sup>2+</sup>の含有量は、p p mで表され、

F e<sup>3+</sup>は、F e<sub>2</sub> O<sub>3</sub>の形で表される第2鉄イオンの含有量であり、

F e<sup>2+</sup>は、F e Oの形で表される第1鉄イオンの含有量であり、

前記組成物が、3 . 8 5 m mの厚さで測定した時、0 . 2 8 ~ 0 . 5 の間で変動するレドックス値、6 5 %よりも大きな光源Aにおける全光透過率(T L A)及び1 . 2 5 より

も大きな選択性 (S E) を有しており、また 2 % 未満もしくはそれに等しい刺激純度を有していることを特徴とするガラス組成物。

【請求項 2】

Fe <sub>2</sub> O <sub>3</sub> (鉄の全量)	0 . 2 ~ 0 . 3 %
Se	2 ~ 8 ppm
CO	0 ~ 20 ppm
NiO	0 ~ 5 ppm

を含み、かつ 0 . 4 よりも大であるレドックス値を有していることを特徴とする請求項 1 に記載のガラス組成物。

【請求項 3】

1 % 未満の刺激純度を有していることを特徴とする請求項 2 に記載のガラス組成物。

【請求項 4】

NiO を含まず、かつ

Fe <sub>2</sub> O <sub>3</sub> (鉄の全量)	0 . 2 ~ 0 . 25 %
Se	4 ~ 7 ppm
CO	10 ~ 20 ppm

を含むことを特徴とする請求項 2 又は 3 に記載のガラス組成物。

【請求項 5】

Fe <sub>2</sub> O <sub>3</sub> (鉄の全量)	0 . 35 ~ 0 . 45 %
Se	2 ~ 8 ppm
CO	0 ~ 10 ppm
NiO	0 ~ 80 ppm

を含み、かつ 0 . 34 よりも大きいかもしくはそれに等しいレドックス値を有していることを特徴とする請求項 1 に記載のガラス組成物。

【請求項 6】

1 . 3 よりも大きな選択性を有していることを特徴とする請求項 1 又は 5 に記載のガラス組成物。

【請求項 7】

Fe <sub>2</sub> O <sub>3</sub> (鉄の全量)	0 . 39 ~ 0 . 45 %
Se	3 ~ 6 ppm
CO	0 ~ 6 ppm
NiO	0 ~ 15 ppm

を含むことを特徴とする請求項 5 又は 6 に記載のガラス組成物。

【請求項 8】

少なくとも 94 の演色評価数 (Ra) を有していることを特徴とする請求項 1 に記載のガラス組成物。

【請求項 9】

CeO<sub>2</sub>、TiO<sub>2</sub>、V<sub>2</sub>O<sub>5</sub>、WO<sub>3</sub> 及び La<sub>2</sub>O<sub>3</sub> から選ばれた少なくとも 1 種類の光学吸収剤をさらに含むことを特徴とする請求項 1 ~ 8 のいずれか 1 項に記載のガラス組成物。

【請求項 10】

前記光学吸収剤の合計含有量が 1 重量 % 未満であることを特徴とする請求項 9 に記載のガラス組成物。

【請求項 11】

請求項 1 ~ 10 のいずれか 1 項に記載のガラス組成物によってその化学組成が規定される少なくとも 1 枚の板ガラスを含むことを特徴とするウインドウ。

【請求項 12】

前記板ガラスが、0 . 8 ~ 10 mm の範囲の厚さを有していることを特徴とする請求項 11 に記載のウインドウ。

【請求項 13】

前記板ガラスが、3.85mmの厚さの時、少なくとも70%の、光源Aにおける全光透過率(TLA)を有していることを特徴とする請求項12に記載のウインドウ。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0022

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0022】

ここで強調されるべき点は、NiOの奏する役割であり、この化合物は、色合いを広範囲にわたって変更することを可能とし、しかし、その際、Se及びC-Oが行い得るように、光透過率を顕著に低下させるようなことはない。さらに、使用されたNiO含有量は、低いままであり、NiOが、イオウ含有化合物、例えばガラス精錬剤として使用される硫酸塩と結合して硫化ニッケルビーズ(微小球)を形成する危険性を下げることができる。これらのビーズがガラスの内部に存在していると、強化処理工程を経た後で、ウインドウを太陽光に長期間にわったって曝露したときにそのウインドウが破損を被る傾向がある。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0027

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0027】

本発明によるガラス組成物では、94以上の、しばしば、96よりも大きい高い演色評価数を有しているガラスを形成することが可能である。この評価数は、EN410:1998に従って規定されるものであるが、供試ガラスのウインドウについて、参照光源(D65)によって照明された所定の色をもった対照見本からの色合いの変動を評価することが可能である。90よりも大きな評価数をもったガラスは、非常に良好な演色性を有していると考察される。